

Title	村君の残存について
Sub Title	
Author	櫻田, 勝徳(Sakurada, Katsunori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1940
Jtitle	史学 Vol.19, No.1 (1940. 8) ,p.115- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400800-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

村君の殘存について

櫻田勝徳

序

和名抄の無良岐美なる語若しくはこの僅かな轉訛とみられる言葉が、今日も尙廣く漁村に存在してゐる。今日漁村に探り得られる多くのムラギミは、その大部分が漁撈指揮者かまたは漁業主かの何れかであつて、大體和名抄以降の文獻で知られる村君と一致してゐると言つて良い。この漁翁漁長であるむらぎみと言ふ言葉は山家集夫木和歌抄などにも見えてをり、中世通用の歌詞たるの觀があるが、之等の村君は果して神武紀播磨風土記に示される村君の中世に残り得たものであらうか。紀風土記の村君は共に村邑の長であると解せられ、必ずしも漁長には限らぬと思はれるが、然し乍ら之等村君の長であつた村が互に相鬪ひ相凌轢してゐたと記されてゐる以外に、之ぞと言ふ記事も残つてはゐない。殊に風土記の村君に關する如きは、すでに當時起勢里の梟江、黒川なる二地名を説明する傳説にすぎなかつた。即

ち邑に君あり、各自疆を分つてゐた村落は恐らく國家組織も未だ確立しなかつた頃の狀態であらうと思はざるを得ない。従つてかくの如き邑君を以て和名抄以降の漁翁と直ちに關聯せしめる事の出來ぬは言ふまでもない。然るに今日漁村に村君の名稱を以て存する和名抄以來の一聯の諸例を追求してみると、彼は一漁長たる以上に村落自治體の最も樞要なる指導的地位に在つた者として見る事が出来る様である。以下は主としてそれを記さうと思ふが、勿論中世より近頃までの漁村にかくの如き村君が存在したとしても、すでに村落社會自體に大いなる隔りの在る古代村落に於ける長の殘存であると之を言ふ事は出來ぬであらう。それよりも前に村君といふが如き古代の言葉が何故に漁村にのみ残り得たかと言ふ事が問題になる。然もあらゆる漁村に之が殘つてゐたのではない。また甚だ古風な外部との交渉少ない邊土の漁村に残り勝ちであつたと云ふのでもないらしい。然して之がどうやら特別の漁業形態をもつ漁業部落にのみ存してゐたといふ事は、更に當面の問題として注目せられるのである。所がこの様な漁業部落その内例へば鰯敷網漁や鰻地曳網漁を漁業の中心とした部落といふが如きもの丈けをとりあげても、その部落の個別的な調査をまづ試みるといふ事がすでに容易ならぬ事業であつて、小生等には何時やれるかの見當も實はたゝない。そこで茲にはこの様な問題には深く觸れる事なしに、斷片的な村君資料を少しく分類し少考を加へるに止めて、後日の覺書と致してをきたいと思ふ。

一、文獻に現はれる村君

古代の邑君は上記の如く茲では問題にならぬので其記事は省き、先づ漁業文書以外の文獻に現はれてゐる村君に關する記事を左記する事から始めたい。

(一)三月十二日にはじめのみの日いできたり、君たち御はらへしになぎさのゐんにいで給て、あまかづきめしつどへてよきものかづかせ、むらぎみめしておほあみひかせなど云々空穂物語、吹上之下

(二)むらぎみ和名抄に漁翁を訓せり、今も海郷にはしかいへりとぞ、漁父も訓同じ。是常に食を給して漁人を養ふ者也、船中其指揮に従ふ 和訓栞

(三)無良岐美(略) 谷川氏曰、今猶海郷有此稱、按無良岐美當群君之義。今按房俗無良岐、按省岐美呼岐、物語書多見、箋注和名類聚抄

(四)三野豊田ナドノ浦邊島々ナドニ網本アリテ是(筆者註 鯛網ノ事)ヲ下セリ、節分ヨリ五十日バカリヲ之ガ候

(筆者註 漁期ノ事)トス。網ノ大小ニヨリ漁舟水夫數多少アリ、サテ村君トテ網長アリテ潮ノ満干ヲ考へ魚ノアル處ヲ窺ヒ、左右ニ麾ヲトリ、彼ノ漁船ヲ指使フ(西讃府志、風俗 鯛網ノ條)

(五)網代あじやとして鮭のあひきのため小家つくりして海士の集れり、そか中に帳つけ村君といふるたちかならずあり(菅江眞澄著ひろめかり 北海道紋別ノ條)

村君の殘存について(櫻田)

(六) 氷魚の網曳は凡七人也、鹿渡の浦、荒屋敷の浦などにては八人引もありき、七人のうち六人を網子あて

と言ひ今一人を村君と言ふ。大口魚た鮭らのあひきにもむらきみをたてたり

菅江眞澄著氷魚の村君
秋田八郎瀉網漁ノ條

(七) 天照大神は火徳を以て天下に君臨し玉ひ我邦の主と備はり給ふ。地神五代の始なり。天上の備悉く備はりて而後庄内村々に司無くては叶はじとて村君を定めたまふ。今海邊のあみ本を村君といふは其

遺風也

「民間傳承」二ノ六所載土佐の高村日羊氏が、明和三年頃筆の神國庄屋根元物語より報ぜらる

以上擧げ得たは僅かに七例に過ぎぬが、その内の五は何れも網漁業の頭立つ者、また網主であると解せられる。

(八) 伊豆田方郡長濱村の村君

次に漁業文書に現はれる稍々詳細な村君を記してみよう。豆州内浦漁民史料に出てゐる村君の語は殆ど長濱村の書類に限られてをり、また長濱村の事情が最も良く判るので此の村君に就て記す。その初見は寛永五年のむらぎみ衆(註一)である。村君の個人名は承應二年及び寛文六年(註二)の村君惣兵衛が出てゐるに過ぎぬ。即ちかの老大な文書集中村君の文字は稀にしか出て來ぬのであるが、村君が津元と同一人であつた事は疑無い。この津元は徳川初期に於て此村に幾人存したかは必ずしも明白ではない。然し慶安二年には四人あり(註三)、それが寛文年間まで續き、それ以後明治に至るまでは三人であつた(註四)。この四人の津元即ち村君が此村(註五)に於て如何なる社會的地位を占めてゐたかは注目に價する。四人の津元は何れも此村の年寄

を勤める家柄の者で、この年寄中より名主が出てゐた事は慶安二年文書に明らかに示され、後年この四軒の内の一軒は没落した様であるが、残りの三軒が明治に至るまで名主年寄組頭の村役を殆ど獨占して來たと云つて良い。即ち津元は漁業主ではあつたが、また之は殆ど徳川期を通じて村の支配者であつたのである。然して四人の津元村君の内上記の惣兵衛は、徳川以前より此地の土着の豪族で代々大川四郎左衛門を襲名した大川宗家の當時の家長であり、この大川本家と共に最も屢々名主組頭を勤めた忠左衛門(代々忠左衛門次郎兵衛、治部左衛門を襲名)家も大川一族(註六)であつて、またいま一人の平左衛門も大川家であつた所を見ると、(註七)津元村君はすべて大川一族であつたらうと思はれる。然し乍ら徳川初期に現はれる多くの大川一族の血縁關係、一族の居所系圖が不明の上に、大川宗家と忠左衛門家の兩家に於ける正保寛文年間の相續には特別の家庭事情が存した様子であつて、慶安二年の津元年寄の家がその儘實權を持つて明治に至つたとは斷言出來ぬ節があるが、大川兩家の支配的勢力は徳川初期より明治に及ぶも動かかなかつた。

さて長濱村は徳川前半期に於ては家數三十數軒明治初めにも四十一軒、本高は始め四十三石餘、後に四十六石なにかしの小漁村であつた。此地の漁業は茲に詳記する必要はないと思ふから省くが、此處の最も主要であつた網漁業の網組は徳川期を通じて五あり、津元は勿論その漁業主であつたが、網戸株なるものは分けられてその幾分はしきりに賣買讓渡せられ、従つて網戸持には絶えず移動がみられたのである。然して之等網戸持は自己所有の株に該當する漁獲分け前を受取るに過ぎぬ者の様であつて、漁業

經營の主體は、大川三四軒の世襲的な津元に在つた。天明三年の長濱重寺重須三ヶ村の津元願書をみるに、往古漁場見立候者其村々ニ一兩人宛モ有之、地方田畑同様ニ漁場所銘々相開キ、舟網網諸色漁道具差出、網子之義者家來筋之者并其外望之者爲乗組相稼來候之由申傳云々(註八)とある。明治二年の長濱村津元の口上書には、津元ト相唱候儀者(略)都合五組(筆者註 網組ノ事)有之、何れも稼網掛出し候根元を起立致候もの故、漁事之度々揚高之内定例物數口引去、殘高之一割全津元ニ受取來候(略)津元株者私共三人(筆者註 此三人トハ四郎左衛門、忠左衛門、平藏デ共ニ此時ノ名主組頭役デアリ大川一族)ニ限(云々)(註九)とある。此後者の文書は殊に津元網子爭論中の津元側の主張を記したものであるが、津元一割の分配方法は不當であつたとしても、津元株は網戸起立に基くものと當時の村人間に解せられてゐたものと思はれ、我々も庄園時代末期に於ける近世的漁村形態醸成の過程を審さに知らぬ以上は、津元株の發生をこの様に思ひ置くの外は無様である。

網子即ちこの網漁夫も亦徳川時代を通じて三十人(一組 六人)であつた。此網子は

網子之義者先年より我等共かゝい之舟方ニ御座候ニ付、拙者共下知仕(註一〇)

長濱網子三拾人之内貳拾四人者拙者抱分之網子ニ而御座候(註一一)

我等支配之網子廿四人御座候、此網子と申ハ村君之家人同前之者にて御座候(註一二)

津元何れも銘々之網子前々より相究有之候而、網子も代々其津元之網子を勤來候、依之ニ網子も自由ニ相放レ候儀不罷成、若相續成かね候儀有之候得者津元より見繼申候、勿論不埒之儀有之候得者乗組

ニ差除申候 (註一三)

等により津元との關係は自ら明らかであらう。然し家人同様とはあるが、網子は親方に隸屬した名子百姓の如きではなかつた事は、正保の昔より(註一四)網子は僅か乍らも高を有する本百姓であつた事でも明白である。尤も大川宗家と忠左衛門家の高を合するならば約長濱村惣高の三分之一を占めてをり、また村君惣兵衛は地親でもあつたので、(註一五)農業の如く土地分割により細分せられぬ漁業以外に在つても、網子の隸屬關係を示す痕跡が尙残つてゐたかもしれぬ。

村君は實際の漁撈を指圖したかどうかは不明である。魚群を網中に追込むまでの指揮は、ミホ峯と稱する魚見役により爲されてゐた。然し幕末明治初期頃には魚の水揚に際して蜻蛉笠を被り手に竹杖を持つた村君が舟にのり、作業の指圖をなし、また盗み魚を監視したと言はれ、(註一六)また承應三年の文書によれば村君惣兵衛は海上漁撈の間に在つた事が(註一七)知れる。以上により村君は多少共漁撈作業の中に立ち入つた事が察せられる。

以上長濱の村君は世襲的な網漁主であり、尙名主組頭役を永年獨占した村の支配者であつたといふ事が出来る。即ち津元村君は漁業經營の主體を意味する言葉であつたとしても、その實質に於ては同村の長であつたのである。

(九)伊豫宇和島吉田兩藩の村君

村君の殘存について(櫻田)

宇和島藩吉田藩漁村經濟史料にはしきりと村君の語が現はれてくる。然し乍らこの史料集は前書の如き特定の村落全般に關する史料を蒐めたものではなく、兩藩沿岸全般に亙る漁政史料集として編纂せられたものであるから、一村内に於ける村君の個別的事情を知るには不充分であるを逃れない。

此文書集の徳川前半期に於ける村君は次の如く示されてゐる。

一御浦中諸魚以積荷五歩一被仰付候通、庄屋、札頭、村君、横目、出船之砌地旅共に遂吟味、少も隱不申改可申事、元和二年吉(註一九) 田藩郡鑑

一自先年帳面に乘候諸網潰申間敷候、若潰候は、不叶子細有之ハ其品此方へ可申斷、并獵前ニ成候は、必村君手前之網改可申候、網結出候は、遂吟味、網代壹ヶ所ツ、遣可申候、若本網を捨其子細を以結出候は、庄屋之儀は不及申、村君可爲曲事、萬治四年吉(註二〇) 田藩郡鑑

一地旅寄網共網置候義前々如相定前後置論無之様ニ可仕候、依之浦手形遺品極置候上は非分之沙汰可爲曲事、并御藏網代無主所にて地旅共引取候水魚五分一物、其所庄屋村君横目吟味仕云々、同上郡鑑

一古來之元網退轉無之様、如古法百姓網を第一に存、庄屋村君可精入儀專要ニ候、正徳六年宇和(註二一) 島藩網方掟寫

一銘々結出網斗ニ精を入、百姓網を不可致疎候、若可及退轉網も候は、庄屋村君働を以相續候様可致事、

同年同藩(註二二) 網方定

一百姓網に組合候網子共之内、元網を離れ一分の働いたし、元網の障に成候族有之旨相聞候、不届に有

之候、以來庄屋村君聞届無之者ハ元網を不離、百姓網相續之儀を第一に可致候、同年同上書

以上に據ると當時兩藩に於ては村君は庄屋横目等と同様の村役人の觀あり、その内村君は特に漁業上の責任者であつたかと思はれるが、徳川後期に於ける村君は明らかに村役人ではなくて、各網組に配屬する漁業指導者であつた事は明白である。(註三)すると正徳以前の村君の正體は何であつたらうか。之は必ずしも此史料集には明示されてゐない。北宇和郡役所が説明を加へた語彙中の村君の條を見るに、(註四)「往古は網師即ち網主を村君と稱せしが、中古より網引子を指揮するものを指す稱となれり、而して山にて指揮するを村君、沖合に於てするのを沖村君と云ふなり、一に村組の字を用ふ」と記してゐる。然らば徳川初期に於ては村君は網主であり、然かも上記したが如き網漁業に關する責任者の地位にあつた者かもしれぬが、史料集には之が見當らぬばかりではない、正徳六年の前記引用の網方掟書中には、村君は網子同様網主に雇はれをる者として記され、(註五)然も一方同文書中に庄屋村君働を以相續候様とか以來庄屋村君聞届無之候は云々等と漁業の指導的地位にある者責任者として現はれてゐるのである。

徳川中期以降の文書に於ては網主は網仕、網師の語で示されて來てゐる。大體、宇和島吉田兩藩沿岸は網子大凡二十人位を要する鰯網漁を古くより主要漁業とし、此漁業を中心に藩の保護統制の下に漸次網漁業の隆盛を見、明治に至つた地帯である。然して徳川後期の網師は村君を抱へ、村君に網子を統率せしめて網漁經營をなしてゐたと明白にみられる。然らば當時の村君は一網組の漁夫長漁撈長と解せら

れるが、然もなほ正徳六年文書に見る如き一網組の漁夫長たる以上に、漁村内の漁業を指導する地位に在つたかもしれない。

私は昭和十一年に此宇和島地方の二漁村を訪れて、次の如き事を知る機会を得た。^(註三六) 即ち東宇和郡玉津村法花津浦では徳川末期に鱧大網が五帖あり、その内元網一帖は庄屋が所有し、二帖は横目等の村役人が網師であり、残りの二帖即ち古網新網もそれ〴〵曾て此村の村役を勤めた者の經營に係つてゐた事を知つた。また北宇和郡日振島村の三部落には此鱧網が十二帖存したが、その大半の網殊に出漁優先の權を持つ網は清家と呼ばれた此島代々の庄屋家の所有であつた事が判つた。この様に村役人の家が網師であつたといふ事實は、恐らくはこの二ヶ村の特殊事情に基くものではなくて、當時この地方の通例であつたのではないかと思はれる。この網漁業の起源に就て水産博覽會審査報告書は^(註三七)「宇和島藩鱧大網は淡路より移しと傳ふ。時の領主一方策を建て沿海に住する豪族をして斯業に従事せしめたり」と記してゐるが、この觀が徳川期前半にもみられたとすると當時もその末期の如く、長濱村に於ける大川家の如き豪家が網漁業主であつたと想像する事が出来るので、然りとすれば上記した庄屋村君、庄屋村君横目等と屢々現はれて來る古文書中の文字は、網師と村君即ち網主と漁撈長であると解して良い事になる。若し然らば網師である庄屋などに雇はれた漁撈長が、村の漁業の責任ある地位に在つた事も必ずしも怪しむに足らぬであらう。

此地方の村君が實際の漁撈上で活躍するのは、やはり網漁業に限られてゐた様である。鯿網(註三八)鯿網鮎網等の漁夫十數人以上を要する、また之を指揮する漁夫を必要とする漁業にのみ村君は見られるからである。彼は山上舟上に在り磨を振つて漁撈を指揮したが、かくの如き指揮者である故に、網主に對しては同じく漁夫であり乍らも、漁夫の乗組役割を決定する權能をも當然與へられてゐたのである。

(一〇)高知の橋詰氏は伊豫に隣接した土佐沖島、柏島の古文書中にも村君を見た(註三九)と報告してゐるから、宇和島吉田藩外にも此隣接海岸には村君の存してゐた事が伺はれる。

もう一つ漁業古文獻中の村君としてあげ得るものは、岡山縣牛窓町の鰯網漁業に於ける村君であるが之は次節にまとめて記したい。

明治以前の文獻に現はれる村君は僅かに以上に止まるが、之を地域的に見ると北海道、秋田、安房、伊豆、備前、讃岐、伊豫、土佐の廣きに及んでゐたのである。

(註一) 澁澤敬三編、豆州内浦漁民史料、史料六〇

(註二) 同上書 史料二一五・二六七

(註三) 同上書 史料一五四に網子之儀者先年より我等共かゝい之舟方ニ御座候ニ付拙者共下知仕云々四人年寄網戸大分ニ抱申由申

上候、長濱五ヶ所之立物場之儀者御入國以來より我等共抱申候云々。此四人とは忠左衛門平左衛門惣右衛門惣兵衛である。

(註四) 同上書 史料六九一(寛延三年文書)に津元株之儀村法ニ而増減仕候儀無之云々、右三人之者代々津元仕候段相違無御座云

村君の殘存について(櫻田)

々。此三人の津元とは名主四郎左衛門組頭治部左衛門百姓代平右衛門である。

同上書 史料一四五四(明治二年文書)に當村之儀者津元與唱四郎左衛門忠左衛門平藏三人之もの共重立居云々、右三人之者共津元與唱、漁士三拾人を五組に而漁業渡世仕云々。此三人は此時やはり名主組頭を勤めてゐる。

(註五) 同上書 史料二六八(寛文六年文書)に四人之村君江戸迄被御召連云々

(註六) 同上書 史料七〇・八四

(註七) 同上書 史料七〇

(註八) 同上書 史料八四二

(註九) 同上書 史料一四五四

(註一〇) 同上書 史料一五四(慶安二年文書)

(註一一) 同上書 史料二六八(寛文六年)

(註一二) 同上書 史料二七〇(同上)

(註一三) 同上書 史料六九一(寛延三年)

(註一四) 同上書 史料九八

(註一五) 同上書 史料二三五(明暦三年)

(註一六) 同上書 上卷序文一〇頁

(註一七) 同上書 史料二二一

(註一八) 小野武夫編 宇和島藩 吉田藩 漁村經濟史料、愛媛縣北宇和郡役所編 宇和島藩 吉田藩 漁村經濟史料補遺

(註一九) 小野武夫編同上書五三頁

(註二〇) 同上書五三頁

(註二一) 同上書 四頁

(註二二) 同上書 五頁

(註二三) 同上書 八頁上段、郡役所編書九五頁下段

(註二四) 郡役所編同上書、二二頁

(註二五) 結出網仕候者共、村君并網子等に他國者雇候事彌以念を入、其所之庄屋手形、尤寺手形見届可申候、當分之日雇たりとも烏亂成者差置申間敷事

附 村君并網子雇候義一分之勝手を存、外之障ニ成候仕形有之間敷事

(註二六) 拙著伊豫日振島に於ける舊漁業聞書

(註二七) 第二回水産博覽會審査報告書一卷一三四頁

(註二八) 小野武夫編同上書、外篇漁撈解説の條

(註二九) 民間傳承二ノ一

二、殘存する村君

今度は明治以降の村君即ち現在漁村に於て尋ね得られる村君の例を見てみよう。之をイ、漁業主であるもの、ロ、漁夫長漁撈長であるもの、ハ、その他の三に類別して列記する。

イ、漁業主であるもの

(一) 越後阿賀川口の松崎濱に於ては、今日でも川口に於ける鮭曳網の網主を親方または村君と稱してゐ

村君の殘存について(櫻田)

(三三)

一一七

る。また鯿地曳網主をもかく呼ぶ由で、兩網主を兼ねるものが以前から多かつたと云ふ。此處では網主の家は世襲的に定つてゐない。祐福な者が網主となり幾度もそれが變つてゐる。鮭曳網一帖の漁夫は昔は十二人と定つてゐたが、之も今は變り七八人位で曳いてゐる。網子は必ずしも小作人等には限らない。村君も漁夫と一緒に川中の砂洲に立ち、岡廻り（トモカ 鱸掛けとも云ふ）の役に當つてゐる。鱸掛けはこの漁の指揮者である。以上は昭和十三年筆者が同地を訪れこの漁を見た時の覺書によるが、この西蒲原邊りでは松崎濱に限らず網主をムラギミと云ひミタチミと訛つて稱してゐる所もあるといふ。(註一)

(二)茨城縣匝瑳郡海岸では男十五歳に至れば必ず漁夫となり地曳網船に乗り組む。網主を旦那若しくは村君と云ふ。その下に賄一人次に帳元、次に水掛とて網中の魚を公然盜去る習慣を防止する爲め、長柄の柄杓にて水をかけるものあり、更に陸上に働く男女をヲカドと云ふ。地曳網一帖に付き眞網船マアミ逆網船サカアミの二隻を要する。漁撈總指揮者を沖合オキアイと稱し之は眞網船に乗り、次者である仲乗ナカノリは逆網船に乘る。水夫二五人乃至四十人。網主は常に水夫を養ふ。水夫は網主の田畑を小作し金錢物品を借用すると云ふ事が、匝瑳郡誌に記されてゐる。即ち此處では村君は漁撈には出ず、漁撈指揮には専ら沖合が當つてゐる事は前記した宇和島の例の如くである。

(三)兵庫縣播磨灘上の家島の宮浦には鯛網漁が行はれてゐる。この部落は一本釣延繩の釣漁業が頗る盛んに行はれてゐる所で、一般漁者の大部分は釣漁業を専門としてゐるが、此地の豪家橋氏だけが現在

鯛縛網を爲してゐる。この瀬戸内海東半部は香西漁業史等によつても相當に古くから鯛網漁業の盛んに行はれた地帯であらうと推察せられ、この舊家橘氏の鯛網經營も恐らく近年に始まるものとは思はれない。同家は現在でも部落内で特に抜き出た豪家であり、氏神社に隣接する海濱に邸を構へてをり、藩政時代には庄屋役等を勤めた家柄であつた。同家はムラギと云はれてゐる。此處では鯛網主に限りムラギと稱すると云つてゐるが、此網主は今日此家一軒あるにすぎぬので、橘家即ち村君の觀がないではない。若し然らばこの村君はその營む漁業の如何に限らず村君であるのかもしれない。曾て此地に橘家以外に村君なる鯛網主が果して存在したか否かもまだ確めてはゐない。

此鯛網漁は三十人許りの漁夫を必要とするので現在は他所よりも多數の漁夫を雇つてゐると云ふ事であるが、四十年前には漁夫は部落内の者のみに限つてゐた。その當時漁夫雇入れは正月二日朝に行はれた。この朝にお鏡はやしと云ひ、ムラギの家の床の間に供へられた一箇八升もある正月の大鏡餅一重ねを、三寸に四寸位の小さい長方形に切り、その小餅を網子になりさうな家々に配つた。この餅配りをムラギクバリと言ひ、この餅片を貰ひ食つたものは必ずその年この網の漁夫とならねばならなかつたと云ふ。それで漁夫に出られぬ家ではこの餅片をムラギの家に返したものであるといふ事である。この様な共食の形をとる網主網子の契約法は他にも無いではない。さうしてかゝる固めの契約方法は古い慣習を殘してゐるものと見做さざるを得ぬのであり、またかくの如き慣習の殘存がムラギの名稱を永く此地に

保存せしめる一因になつてはゐぬかと想像せしめられる。

此地のムラギも今は匝瑳郡の村君の如く漁撈操作には携つてゐぬ様である。然して海上手舟に乗つて塵を振り、魚群を網中に入れるまでの指揮を爲すものを、千葉茨城の海岸の如く此處でも沖合と言ひ、魚群を取巻いた網を次第に絞り魚を捕獲するまでの指揮を勤めるものを船頭と言つてゐる。ムラギが海上操作を爲す際にはこの船頭を勤めたものだと言つてゐるが、ムラギが船頭になる事は此頃ではまづ無いと云ふ事である。然し乍ら船頭はムラギ代理と言はれてゐる。(昭和十三年筆者)
(家島に於ての聞く)

(四) 廣島縣賀茂郡三津町の濱手の町は種々の漁業を營んでゐるが、漁船二十五艘を要する鱚網漁は最も規模の大きな漁業となつてゐる。この漁業の創始は不明であるが、口碑によれば既に元祿六年には在つたと云ふ事である。然して約十五年前頃には此地に此網が三帖あつたといふ。その當時網一帖を一人の網主が持つてゐたが、昭和十年には七八人或はそれ以上の者が仲間て網主になつてゐた。この網主を仲間の時にも一人の場合にもムラグミと稱してゐた。ムラグミは多勢の漁夫を漁期間中米の給料で傭ひ漁撈はヤマミ(魚見役の事)と大船船頭の指揮に委ねてゐる。(註二)

(五) 周防の大島では鱚曳網の親方をムラゴミ或はムラガミ、ムラグミ等と呼んでゐるといふ。(註三) 然し村君は必ずしも網主とは限らぬらしい。即ち村君は塵を振つて魚群を指揮する者で、その中には網主自身が塵を振る例もあると解する方が良いのであらう。(註四)

(六) 大分縣北海部郡海邊村の中津、大濱浦では地曳網主を村君といふ(昭和十年筆者海邊村役場で聞く)

(七) 熊本縣葦北郡日奈久町の漁業部落では、現在は村君は無いが、三四十年前までは村君と呼ぶ親方がゐた。村君は鰯、鯨を捕る大網と船とを所有し、廿四人のトモドリと稱する網子を使つてゐた。トモドリの一番頭を沖合船頭オケヤセンドウと言つた。トモドリとなる時には乘銀ノリギンと云ひ大概村君からまとまつた金を借りた。この金はトモドリである間は返さなくても良かった、トモドリを止めると直ぐに之を返濟せねばならなかつた。時化しけなどが續き漁師の休日が續くと漁師は他に収入の路もなかつたから村君から金を借りた。村君に借りた金には(乘銀も同様)利子はつかなかつた。村君は漁師の働き振りを見て適當に負債を消してやつた。その代りトモドリは村君の命令には絶対に服従したが、村君はトモドリの家の幸不幸には常に面倒を見てやつた。村君がなくなつたのは日奈久が温泉町としてぼつ／＼榮え始める頃であつたらう。現在では村君の代りに魚仲買人が魚揚げ親方と稱せられてをり、漁師は互に二三軒宛仲間になつて、網道具や船を出し合ひ、カタモヤイで漁業を營んでゐる。(昭和八年筆者日奈久に於て聞く)

ロ、漁夫長漁撈長であるもの

(八) 總州鵜原の浦で謂ふムラゲン(註五)は、陸上に在つて納舎や漁夫を取締る者の事である。

(九) 岡山縣邑久郡牛窓町には寄魚組と呼ばれる網仲間がある。この仲間は鰯いわし株を持つてゐる者で組織されてをり、現在株數二百株、仲間人數は三百數十人を數へると云ふ。今日この仲間は牛窓町の漁師が

大部分を占め、牛窓町以外の他所人でこの仲間に加わしてゐるものはない。即ち現在では最も部落漁業者の共同漁業たる観がある。然し以前鱈が連年捕れぬ事あり、その際に漁師中鱈株を手放した者が多かつたと云ふ事で、相當の變遷は在つた様である。このイナ株仲間即ち寄魚組は鱈敷網一帖を所有してをり、この網を以て冬期鱈鯨等の寄魚即ち回游魚群を漁獲してゐるのである。鱈株は岡山藩の記録撮要録(註六)によるとすでに寶永五年にあり、また牛窓村の名主家は萬治二年に鱈網運上を請けてゐた事が知れる。また萬治及び天明年間に於ける此網組の運上方は庄屋年寄であり、この網組の元締役として國守(勾仁)一名村君三名が存した事、この四名は庄屋年寄と同様萬治二年には苗字を持つ者であつた事が判る。またこの元締の下には沖村君又は網方と稱する四人があつて、此者は網方諸事を引受魚見役にも當る漁師頭であつた事も判る。即ち村君と沖村君とが此處では別箇に存し、沖村君は明らかに鱈網漁業の指揮者であつたが、村君の方は漁期中鱈網専用漁場を監視し、惠美須祭の諸入用支拂、その他諸事取締に當つたとみられ、従つて此役は單に鱈漁等に止らず、牛窓及びこの海上の取締にも任せられてゐたものと推察される。

今日の牛窓町の寄魚組にも村君は存してゐる。然し現在の村君は撮要録所載の沖村君即ち魚見役であつて、天明年間の村君ではない。然し此地の今日の魚見役の、他の地のそれと非常に異つてゐる點は、魚見役の家が世襲的に定つてゐたと言はれてゐる事で、現在はこの家が三家あり、この苗字は村君(ムラギ)、見

戸、藤原であると云ふ。古くは村君家は五軒あつたとも四軒であつたとも言つてゐる。この村君家の内から一人の麿見サイミ即ち魚見が出て漁撈を指揮して居ると云ふ事である。現在存する三軒の村君家には身分上の相違は無いと云ふ。さうして今日では株に應じて漁獲収益を配當してをり、特に魚見役に多くを分與してゐぬと云ふ事である。然して現在は、株持漁者中より數十名のものが出て漁撈に従事してゐると云ふ。此地では徳川時代の村君は庄屋國守と同様に今はなくなつたが、當時の沖村君が村君として残り、この魚見役が世襲的であつたと言傳へられる點に注目される(撮要録以外の記事は昭和十二年筆者此地に於て聞く)

(一〇) 廣島縣佐伯郡草津村及び倉楷島に於ては鯧船曳網の漁夫長を村君といふ(註八)

(一一) 周防大島で鯧地曳網の手舟に乗り麿を振り漁撈を指揮する者をムラグミといふ。この大島の書を讀むに、ムラグミは必ずしも網主に限らず、寧ろ網主ならざる者の方が多い様に思はれるが、然るにも拘らず鯧網の網靈オウダウとして祀られる大浮子は、漁期以外即ち網を使用せぬ時期には網主の家に安置せずムラグミの家に置き、漁期開始前の網靈起しの儀式も網師の家ではないムラグミの家で行はれてゐる様に記述されてゐる所を見ると、(註九)此地のムラグミは多くの場合單なる魚見役であつても、漁の神の祭を司る職能をも兼ね備へてゐたものと見做し得る點に注目される。同國の祝島でも鯧網の魚見の麿振りを村君と稱する。(註一〇)

(一二) 長崎縣五島では漁夫中最も重要な魚見の事をムラゲンドンといふ。(註一一)

(一三) 豊後南海部郡大入島でも魚見役の事を村君と言ふ。(註二)

(一四) 日向南那珂郡今町では此邊りで魚見役を村ギンと稱した。今町では以前飛魚網漁にのみムラギンがあつた。彼は魚見役でまた漁の世話人でもあつた。(昭和十年筆者同地にて聞く)

(一五) 大隅肝屬郡内浦村の地曳網は網一帖に付親方一人ムラギン十人網子多勢より成り、親方は網舟仕入一切をなし、ムラギンは網の管理に當り、その内一人が選ばれて網曳の状況を監視する役となる。

このムラギンをトウロウと云ふ。(註三)

ハ、その他の例

(一六) 筑前志賀島村の志賀島浦には現在浦君八軒または中西八軒と稱し尊ばれる舊家がある。之は神

功皇后紀に見える磯鹿海人名草の後裔だと云はれ、浦君は志賀海神例祭毎に贄魚を御瀬神海に漁し之を

神前に獻する古よりの慣例となつてゐるといふ。(註四)此の八軒が中西姓を何れも名乗つてゐるのは、皇后三

韓征伐の御時この八軒の先祖が海上案内に當り、島影を先づ中西に發見した事によつてこの姓を賜つた

と云ひ、昔浦君は銚漁のみを爲してゐたが、後年始めて御地網を作り、之が今日の五智網の起りである

と云ふ事を、この小學校の郷土調査書である社會調査(稿本)に記してある。筑豊沿海志は志賀島浦君

の由來の條に、今何れの浦にも浦君と稱するものあるは、定めしこの島より始まりしものなるべしと附

記してゐる。之に依れば尙博多附近の何處かの浦に於て浦君の名稱を残してゐる所が存するかもしれない。

(一七)長崎縣五島の福江島富江では區長の如き職を村君と稱してゐる。(註五)

以上村君の名稱は今日も尙我國本土の廣範なる地域に互つて存在した事が判り、之は徳川時代の文獻に現はれた村君と一聯のものである事も疑ひ無いと思はれる。尙村君なる語が漸次後年に至るほど網主網元網師沖合船頭色見山見等の限定せられた意味を持つ名稱に置き換へられて來つゝあつた事が容易に看取なし得るとすると、少くとも今日に残る村君の名稱は廣範地域に互る以上の各漁村に、近世期新たに用ゐられるに至つた言葉であるとは爲し難い。即ち我國の沿岸漁村には曾て廣く村君が存し、その名がかくの如く今日に残り得たと解すべきであると思ふ。

然して上記した豆州長濱村以下の村君の諸例を茲に大別してみると、(一)村長乃至は村の支配的地位に在つた例は長濱と五島富江に見られ、また宇和島藩でも徳川初期に村君が網主であつたとすると、庄屋横目を兼ねたものと思はれる。また岡山縣牛窓の村君も今は魚見役であるが、天明年間までは部落の全漁業を監査指揮したと思はれ、萬治の頃には庄屋年寄國守と共に苗字を持つ者の役であつた。家島のムラギも亦部落の有力な支配的地位に在るものとみられ、志賀島の浦君は當浦の草分けである親方であつたらうと推察せられる。尤も浦君は志賀海神社の神官安曇家と如何なる關係に在つた家か問題であるが、之は判らない。(二)村君が網主であつた例は越後松崎茨城匝瑳以下肥後日奈久まで之に長濱を加へて八例あり、(三)漁夫長漁撈長であつたものは越後松崎總州鶴原以下大隅内浦まで、之に伊豫兩藩のも

のを一と算へて十二例あつた。その内で網主と漁撈長とを兼ねたものは越後松崎、播磨家島、周防大島にみられ、網主を村君と稱する場合には漁撈長を匝嗟日奈久に於て沖合と稱し、安藝三津では山見、家島では船頭と呼んでゐた。また牛窓では舊藩時代に國守村君に對し魚見役を沖村君と言ひ、宇和島藩でも沖合に當る船上指揮者を沖村君と稱した。沖村君の名稱は伊豫の二神、怒和の島々にも存し共に沖合に當る者の呼名である。^(註一六)かくの如く沖村君なる名稱あり、一方に網主漁撈長を兼ねる村君も例あるを見れば、一網主に雇はれた一網組の山見沖合船頭等の漁撈指揮に當る漁夫を村君と稱する多くの例は、村君より派生した所の沖村君と呼はるべき者であると推察され、村君がかくの如く經營漁撈の二面の長として分化するに至つたのは、漁村親方の變遷、網漁技術の進歩、市場の擴大に伴つて、多數の漁夫を擁する大網漁業主の漁村に出現するに及んで、始めて現はれ得たものであらうと思ふ。

(註一) 柳田國男 倉田一郎 共著 分類漁村語彙 ムラギミの條

(註二) 山口和男 小生 共著 廣島三津漁村探訪記、進藤松司著 安藝三津漁民手記

(註三) 宮本常一 著 周防大島を中 海的生活誌 六頁九頁

(註四) 同上書 二一頁

(註五) 分類漁村語彙 ムラギミの條

(註六) 澁澤漁業史研究所藏 撮要録抄寫本中ノ撮要録卷七に

牛窓村鰻網株と申ハ先々御代より御座候由、其節ハ岡山より御預リ衆兩人宛御差出、御作廻被爲遊候由、其後六十年已來

(萬治二年)御運上方十年之平シにて先之安左衛門源次郎祖父次郎大夫兩人江緞請百九拾目宛ニテ被爲仰付、唯今迄毎年拂上來申候、緞ハ村下ニ付申魚ニ而ムレ相見へ申候得ハ十月朔日より十二月晦日迄之内番船等差出敷網仕申候、沖合ニ居申物ニテハ無御座候

寶永五年十二月廿三日

牛窓村名主 安 太 夫

(註七) 同上書卷七天明三年緞敷網漁出入文書にて前略別紙二通之通御締り可申渡奉存候とある文書の次に別紙書である作法書が記されてゐる。之に

作法書 當時取計方左之通御座候

御運上方 庄屋 那 須 三 平

今 是 介

年寄 東原 安左衛門

今初左衛門

敷網不仕緞取不申年ハ御運上定銀百九拾目、此者共ヨリ拂上申候(云々)

萬治二年書付ノ名元

國 守 那 須 七 左 衛 門

今七左衛門

勺仁守ト唱此役諸事見届等仕候

村 君 堀 九 郎 左 衛 門

今武介庄兵衛

東源 半左衛門

今善左衛門

高畑 彦兵衛

今忠左衛門

此役元々、十月朔日ヨリ年内中、東ハ牛窓村鼠島西ハ鹿忍城ケ畑南ハ木島ヲ限リ網獵御差留メ、先年ヨリ被爲仰付、番船夜廻リ、惠美須祭品ニ諸入用仕拂候役、仲間四人一ケ年代リ引受、當番之宅ニテ諸事入り等申談仕候

網 方 先年ノ名主
相知レ不申

今六右衛門
五右衛門

此役沖村君ト唱申候

助 十 郎

村君の殘存について(櫻田)

幸 七

此役獵師頭網方諸事引受、魚之色見等相勤申候、但敷網二疊ニトチ合敷申候、網ノ大キサ凡長四拾間斗リ巾二拾間斗リ御座候

小 倉 (略)

獵師十六人 (略)

此者トモオフゴト唱申候

名手八人 (略)

繫ギ貳拾五艘 (略)

右二十五艘組合人數多御座候 (云々)

(註八) 第二回水産博覽會審査報告書一卷一三六頁

(註九) 周防大島を中
心としたる 海の生活誌 二二頁六〇頁六三頁

(註一〇) 分類漁村語彙 ウラギミの條

(註一一) 雜誌島一卷五三三頁

(註一二) 分類漁村語彙 ムラギミの條

(註一三) 民俗學五卷 五一七頁

(註一四) 筑豊沿海志 三九四頁、浦公ノ語ハ香西漁業史ニモミエル

(註一五) 分類漁村語彙 ムラギミの條

(註一六) 同上書 オキムラギミの條

三、漁業部落の指導者達

以上は村君の名稱を幸に残してゐた村君の諸例を述べたのであり、之に據つて明治以降まで漁村内に残り得た村君も、和名抄空穂物語等以來の文獻（多くは徳川期の文獻であるが）に示されてゐる村君と同様、網漁業主或はその漁撈指揮者である點に最も多くの一致を見出したのである。従つて村君の問題は一步を進めて、多くの沿岸網漁業主及びその漁撈指揮者を總括的に點檢してみる所にまで到らねばならぬ筈とも考へるが、然し個人經營の網漁業主に於ける限りの素朴な村君ならば、その様に大業に骨を折つて見るまでもない様である。それはその様な村君ならば上記した眞澄の氷魚の村君や越後松崎濱の鮭曳網の村君に一應は求め得てゐると思ふからである。で次には、個人經營ならざる漁人仲間の共同經營による網漁、殊には部落共有協撈の形をとつてゐる網漁業内に於ける經營指揮者及びその漁撈指揮者に注意してみる事としたい。

然るにこの様な漁業に於ける村君の名稱は、僅かに上記した牛窓の寄魚組に見出したに過ぎぬのであつて、然も敢て何故に仲間網漁に於ける注意を必要とするかと言ふに、それは一には網漁業主Ⅱ漁業部落に於ける親方の歴史的變遷を考慮して、それに相應する問題の展開を考へ得られるかと思ふからである。然しその様な筆者自身の計畫に據らずとも、沿岸漁業には部落漁人の協撈共同經營的色彩が全體に

近頃まで濃かつた。例へば個人經營の形態下に於ける漁業に於てすらも最近までは殆ど全國的に漁獲收益の分配は代分け制度に基いてゐた事は周知の事實である。更にまた分割私有し難い漁場使用に關する宛かも部落有山野利用慣行に類似した慣習や、菜引、隠し魚等の如き漁撈に参加せぬ部落人が、同一部落内に居住すると云ふ根據だけによつて漁獲の幾分の分け前を要求し得た廣い慣習や、或は漁獲の一部を村代として部落全戸に平等に分けた慣習や、村の老人へ年寄分として一部を分け與へた慣習の如き漁獲分配に關する種々の慣行、或は十五歳に達した青年は漁夫たらねばならなかつた例や若者組と漁撈團の密接なる關係を示す種々の習慣等、この様な種々雑多とも云へる漁村特有の慣行は、多くは漁業部落即漁撈團なる古い勞働組織の姿を、それ〴〵各部落の個別的事情の下に残し得て來てゐるもの、如く考へられる。この想定には幾多の附記を要するとしても、この様な原始産業の部落協同的性格の顯現の中に於て村君の存在が如何に在つたかを探す事は、僅かな斷片的資料から求める事の困難はあるが、茲に廻避し難いと思ふのである。また村君の名稱がひとり漁村に残り得た所以も亦、ゆくゆくはかくの如き漁村の特質の中に求めらるべきではないかと思ふのである。仍つて次記の仲間網漁中に於ては最早村君の名稱は求め得られぬのであるが、前記した村君諸例の中より抽出し得た其の姿を、共同網漁の中に探さうと思ふ。

イ、共同漁業の指導者

(一) 越後寺泊町の野積は寺泊町から一里ばかり離れた海岸に在る半農半漁村で、網漁業のみを爲してゐる臨海村落である。茲に現在地曳網が七帖あり其納舎元が十二軒ある。二十年程以前までは此處に十二帖の地曳網があり、網一帖に付き納舎元が一つ宛あつて、納舎元は親船(網船)を持つて之を提供し網組仲間は平等に戸割に網仕入費を負擔して地曳網を經營してゐた。今日は地曳網が衰へて元の十二の網組は七組に併合されてゐると云ふ。この十二軒の納舎元は昔から變りなく世襲的に定つてをり、納舎元を中心として組織されてゐた十二の網組仲間も亦世襲的に定つてゐたと云ふ。この世襲的網組は部落内を更に細分する地縁團に基いて組織されてゐる漁撈團ではなく、血縁關係に據る組織であらうと村人は言ふ。その理由は今日新しい分家が出来るとこの家は本家の加入してゐる網組に入るを通例としてゐるからだと云ふに在り、實は明瞭ではない。この納舎元は漁船と漁業に要する小道具とを網組に提供し漁業經營の責任者となる上に、海上漁撈の間に在つては船頭となり親船に乗り込んで箒を以て漁撈を指揮するのである。然して他の網組仲間は必ず一軒から男女各一人宛の漁夫を出す義務を有する。即ち野積の納舎元は網主ではないが、世襲的な船主であり地曳仲間網の經營責任者であつて漁撈長を勤めた所のこの部落の舊家であるともみられ、前節の村君と異なる所は殆ど認められぬのである。(昭和十三年筆者
同地にての聞き書)

(二) 隱岐國島後、大久部落には三十數年まで鯖の四つ張網漁が行はれてゐた。此處の網組は三つあり下組、伊濱、原の組名はこの部落内の小字名に等しかつた様である。網組仲間は何れも廿人で、之が平等

に網株を持ちまた自ら漁撈に従事した事は野積と同様である。この網仲間の頭をヲグラと稱してゐた。ヲグラは一漁夫として出漁もしたが、算用方であつた。また大漁祝などもヲグラの家で爲したと云つてゐたから、恐らくヲグラの家は網組の事務所即ち網宿に當てられてゐたものと推察される。この四つ張網漁は夜焚き漁であつた。従つてこの漁撈指揮者は、焼名船ダイナに乗り篝火の下で海中に繩を垂れ、繩に魚の觸れる様子を測つて篝火下の魚群の状況を熟視しつゝ、之を網中に誘致し、漁撈指揮する焼名ダイナであつた。即ち此處では經營はヲグラ、漁撈はダイナの指揮に在つたのである(昭和九年筆者同地に於て聞く)

(三) 島根縣八束郡片江村七類には大バエ中バエ小バエの三組が鰯地曳網にあり、之は何れも仲間網であつて、網宿は一年交代に順に網仲間中をまはり、魚見役は毎日交替に仲間の當番で勤めてゐたと云ふ。網宿は網經營の支配人であつたと云ふから、上記のヲグラや納舎元に等しいが、之が一年交代の當番で勤められてゐた所に、網主とは明白に異なる性質が示されてゐる(同上)。

(四) 同縣同郡野波村野波浦には同じく鰯地曳網が四組あり、組名を東網中網西網釜屋網と云ふ。この東中西釜屋は何れもこの浦内の小字名で、網組は地縁的基礎の上に組織されてゐる。網は網仲間の平等な共有で、網宿は仲間の投票或は協議により選ばれてゐる。この網宿をカリヤサンと敬稱し、他の者は網子と呼ぶ。カリヤは網漁の世話人即ち經營の指導者で、カリヤ前任者であるモトカリヤが網方の算用掛りとなり漁獲物販賣の涉に當つた。カリヤは以上の如き一網組の網宿當番者であるのであるが、注意す

べきは他の漁業例へば白魚を捕る小地曳網やサワジをとる掛網漁業等に對しても、その漁業を禁止する命令を發する権限を持ち、カリヤに對しては總べての漁師は絶対に服従せねばならぬ慣習となつてゐた事である。即ちカリヤはこの漁業部落に於ける最も主要な鰯網漁業の指導者であつたが、それに加ふるに部落漁業の指導支配をなす権限をも併せ持つてゐたと言へる。カリヤ、モトアリヤ以外の網仲間アンゴは網子と呼ばれる漁夫を各戸から出漁せしめる義務がある。一軒から必ず一人男の漁夫を出さねばならぬ之を本網子と云ひ、それ以上に家々は隨意に一、二人の副網子フエを出す事が出来る。之等網子の漁獲分配は本副の區別なく總て平等になされてゐる。またカリヤは僅かに網子二人前を取るに過ぎぬ。然し毎漁販賣以前に夷の魚と稱して神に供へる漁獲の一部、之を量にして一荷十貫目許りの鰯は、常にカリヤの收入となるのである。カリヤが此神供魚を受取る以上は、供物を收入とした多くの神人の如く漁祭を主宰する事、前記した周防大島の村君に於けるが如くであつたらうと推察される。尙網子はすべて平等の分配に與るが、漁撈作業に於て最も活躍し骨を折るのは何時も若者であるので、網仲間は時々ノリイカリと稱し、若者組へ船一杯位の漁獲物を謝禮に贈る習慣を保存してゐる(同上)。

(五)京都府與謝郡朝妻村泊りの鰯地曳網は部落全民を以て網組となし、戸を構ふる者ともに平等の權利を有し、役向としては四人の音頭あり、漁業の目付採配並に漁具の管理に任し、音頭は一年交代にして戸順に持廻れり。(註二)

(六)土佐幡多郡柏島村には地曳水主と稱する網漁師と沖水主と稱する釣漁師と二種類があつた。地曳水主は數百年來地曳網廻し網等を以て四時鱒鮪類其他を漁したと云ふ。明治十九年地曳水主人員五八名之を二別して片船組とし、更に再別して四組とす(二組各十四名、三組各十五名)。毎組網頭を置き組合事務を總理し、魚見司キミン、副魚見各一ワキミンを置き、網頭を補佐し漁場の指揮を司とらしめ、漁具係メイシ(以上各昔時は村吏の特選に係り、明治十二年以降各組合の公選を以て定め各年限あり)なるものを以て漁具の事を管せしむ。この漁具は四組共有のものあり、各組之を備なるものあり漁則は各四日毎に交代就業し、又立切網大廻網鮪網等の漁は四組共同之を就事し、廻網越網等は片船組合共同の業にして、各組經濟を異にし、村内重要な漁場を壟斷してこの株式を世襲し、古今増減ある事なし。(註二)

(七)紀州日高郡衣奈村では飯網及び鰯網は大字中の共有にして、各網毎に船頭と稱へ、諸般指揮監督すべき者十二人を置き、魚の群來する時は各漁夫を呼集め、若他の漁法にて出漁中のものある時は、山上に煙をあげ以て其旨を傳へ出漁の準備をなせり。(註三)故に雇主被雇の別あらず。

(八)同國同郡白崎村神谷でも上記同様に鰯網及び鮪網は大字共有にして大字人民皆之に従事す、而して船頭と唱へ網の使用其他諸般の取締を爲すものあり、その船頭の指揮を以て各戸より男を集め之を使用す。(註四)

(九)伊勢度會郡の外海沿岸漁村に於ては鰯網漁業が盛んに行はれてゐる。その内鰯敷網が大正十二年

に此地帯に十二帖あつた。^(註五)この網は前記した牛窓、安藝三津の鰯網と同様の頗る大規模のものであつて、此地方では部落經營の形態を最も濃厚に存してをり、昭和十三年には宿浦田曾浦相賀浦阿曾浦贅浦の浦で尙行つてゐた。此年彼地を訪れて此漁業に就き少しく聞く所があつたから次記してをかう。

相賀浦は昭和十三年現在戸數二五〇、漁業協同組合員二六〇その内鰯株所有者一八〇であつた。この現住戸數と鰯株所有者數との間に七十の差があるが、それは今日相賀浦と呼ばれる部落が舊相賀浦と之に隣接する相賀竈の二部落を合せたものであつて、漁業に殆ど従事しなかつた農業部落である相賀竈の戸數を引去るならば、一八〇は純相賀浦の全戸數に殆ど近いものと思はれる。^(註六)この一八〇戸は此浦の略々中央を流れる小川を境として二組に分れ、一組が九十戸位宛になつてをり、各組が鰯網一帖を持ち年番に之を使用してゐると言ふ。株は一軒一株持ちで、左組の人は右組の人にこの株を譲渡する事が出来ぬ。右組の人も亦左組に譲渡出来ぬ。勿論部落外の人に此株を賣るといふ様な例は今までになかつたと言ふ。それ故株を誰かに譲りたくても土地を離れぬ限りそれは困難であり、株主は此部落に居住する限り、鰯敷網漁に出漁する義務から逃れる事はまづむつかしいと言ふ。今日では部落内に此株を持たぬ家もある。然し昔この浦が僅かに戸數六十戸であつた頃は全戸がこの漁業に従事してゐたといふ。安永二年にはこの浦戸數七五戸、名吉網一帖であつた。この時分にはこの言傳へられる如き部落共同經營のものであつたらうと思はれる。

今日この網漁には漁船二十數艘漁夫九十名程を必要としてゐる。この漁業經營の責任者は現在では漁業組合總會の選舉で決定された任期一ケ年の漁場管理人であり、昔は總代と呼ばれた相賀浦の現在の區長に當る部落指導者であつたと言ふ。當時鰯網の宿即ち事務所は總代の家であつたと云ふ事である。總代は實際には鰯が來たぞと魚群襲來を部落内に告げる役をなしたに止るらしい。さうして總代の下に沖鮪役が三名あり、之が一切の指揮に當つたので、この役名は現在でも漁場管理人の下に在る。沖鮪役は漁業組合設立以前には相賀區の總會に選ばれたものであつた。沖鮪は鰯網漁の漁具仕入、漁獲物分配、販賣等の計畫指揮監督を爲す外に、冬期漁業開始前に當り部落内の伊勢蝦刺網漁船中より廿艘の船を選出して鰯網漁舟に當てる等の仕事を爲し、また漁撈に當つては漁撈指揮に當るミト船に乗つて出るといふ風である。然し實際の漁撈は八名のアラメ(魚見役)、二名の船頭外大勢の漁夫により行はれるのである。漁夫の事は相賀で多くを聞かず、贅浦で聞いてゐるので、次に贅浦について記してみよう。

贅浦は安永二年家數九一軒名吉網一帖、明治十年九六戸、漁業組合の出來た明治三十一年には百廿一戸で、この年に浦に居住した家即ち百廿一戸を本家株ホンヤカブと極め、之丈けが今日に至るも鰯株を所有してゐる。但し本家株は鰯網のみに存するのでは無い、部落有の山野財産であつたものも今はこの本家株の連名で持つてゐる事は、所々の山間部落にみられる例に等しい。即ち明治三十一年までは鰯網は贅浦漁業部落の共有網であつたが、村山が連名の個人名義の山に成つた如く、先住家の先住權とも云ふべき株持

の有に鱈網も歸してゐた事は上記の相賀浦も略々同様であつた。今日贅浦の本家株は鱈網組合を組織して漁業してゐる。近年遠洋鱈釣に出漁する者が此地方で次第に多くなつたので、その爲め株持だけで鱈網漁夫を賄ふ事が困難の事情に在り、隱居即ち明治三十一年以降の分家からも漁夫を出してゐるが、ただこの組合が他部落から漁夫を雇つた事は一度も無いと云ふ事である。

贅浦のアラミ（魚見役）も相賀浦同様に八名ある。鱈網漁場は一定の特別漁場であつて、この沿岸漁場を見下す附近の山七ヶ所にアラミ小舎あり、漁期中は毎日交替に魚群の到るをアラミが見張り、魚群來るや菅笠を振つて漁船を出動せしめ、網中に魚を入れるまでの指揮をするのである。アラミ小舎七ヶ所故、毎日一人宛休み番に當るアラミが出来る。之はアラミの病氣不淨等に依る缺場の際の補充の爲めに残してをくのであるが、この休み番のアラミはオヤヂ（魚見船頭を勤め上げた漁夫の長老）の附添になる。アラミ役に缺員を生ずると漁期開始直前の十月の總會に補充が選舉される。この新任のアラミは廿歳代の青年であつて、之がそれ以後十二三年間アラミ役を勤め上げるとアラミの頭となる。このアラミの頭が魚を網中に入れるまでの指揮者である。アラミの頭の任期は三ヶ年間で、之を勤め上げると副船頭になり次に本船頭となる。船頭は漁網操作の責任者であつて、此者はアラミの指揮により漁網中に追ひ込まれた魚を水揚するまで指揮する役である。本副船頭の任期はやはり各々三年である。本船頭を組頭とも稱してゐる。船頭を勤め上げると上記したオヤヂになる。オヤヂは役無しのアラミ役と申して

良く、最も村に接近した場所にアラミを勤める。この任期も三ケ年で、之を終へると平漁夫になるのである。以上アラミは漁撈團を適宜に指揮する能力を有する者でなければ勿論勤まらなかつた。廿歳代の青年からアラミが選ばれ、一度アラミになると、此者はアラミの頭船頭等の漁撈指揮者たる役を踏まねばならぬ將來を約束された。なほアラミ舟の艫押し役をなす若者は最も有力なアラミ候補者であるから、青年達は遠洋漁業の盛んになる以前までは、此役になる事を唯一の名譽ある事と考へてゐたであらう事も容易に推察し得られる。

鰯網漁の經營は賄の手に在つた事相賀浦と同様である。現在は漁業組合理事がマカナイを勤める事になつてゐる。鰯網漁夫の乗組決定は漁夫割カコッリと稱して正月五日賄の家に於て賄役と船頭を中心に決定した事は勿論である。尙注意すべき事は海草、貝類の磯口明けの日取り期間の取極めも漁業組合設立以前にはこの賄と船頭が爲し、また之を指揮したので、鰯網の經營漁撈の二指導者は、部落全漁業の指揮、支配者であつたと言へる。

以上の外にも仲間網部落共同經營漁業の資料は必ずしも少なしとしない様であるが、茲に打切つて上記した所を一括すると、共同漁業の指導者も亦前記した村君に於けるが如く大體二ツに分れてゐる場合が多い。即ち一は個人經營の網主にも當る經營責任者であり、他は漁撈指揮者である。殊に部落共同の形態をとる漁業の如きは多人數の勞力を必要とする形態に在るので、經營漁撈を一手で引受ける指揮は

困難であり、村君が村君と沖村君とに分れたが如き經營、漁撈技術の二面をそれ／＼分擔してゐるのを通例としてゐたとみられる。

尙部落漁業の形態を取る漁業は、勿論當部落の主要漁業であり、その指導者は當漁業の指揮を爲すに止まらなかつたと見られる點である。即ち伊勢度會では磯口明け口止めを彼等は支配し、尙鰯網漁業の爲めに各漁家個人有の蝦網舟（名前は蝦網舟であるが漁家は恐らくこの漁舟を一艘所有するのみで、之により四季の漁業をなした事勿論である）中より二十艘を撰んで當漁撈に

充てる権限をも有してゐた。また紀州衣奈村の網頭は群來れば他漁に出てゐる漁夫を直ちに歸村せしめるの権限を持つてゐたのである。また京都朝妻村の音頭もかくの如き権限を與へられてゐなければ部落共有の地曳網を支配して行く事は不可能であつた筈である。土佐柏島の網頭出雲野波のカリヤも多かれ少なかれ同様の支配力を持つてゐたと見る事が出来る。即ち部落共同經營の漁業に於ける指揮者は、牛窓に關する文獻以外には村君と稱せられた實例の在るを知らぬのであるが、部落内に營まれる漁業全體の指導者としての新たな相貌を茲と呈して來てゐる村君とせねばならぬであらう。然してこの者達は京都朝妻や出雲七類では一年交替の當番役であり、他の部落では部落漁師の總意により三年乃至一年位の任期を以て選ばれた者であつた。

然して之を伊豆長濱や播磨家島の村君と比較するならば、當然兩者は同一部落内に於ては兩立し難い村君である事、宛かも世襲に定まる神主と一年神官とが兩立し得なかつたのに等しい。かくの如き兩者

の存在は各漁業部落の成立事情とその後の個別的な社會經濟的過程に立脚して解説を要する、漁村社會形態を律すべき問題であると思はれ、俄かに茲に記し難い。

そこで茲ではいま暫く上記した村君の新たな相貌である、部落の漁業全體を指導指揮する者の例を續けてみてゆかうと思ふ。

ロ、部落漁業の指導者

部落共同經營の漁業に於ける村君的地位者は部落の全漁業を指導指揮する相貌を呈してゐた事は上記の通りである。仍つて次に部落全漁業の指導的地位に在つた者の諸例をまづ列挙してみよう。

(一)山口縣萩市内の玉江浦は昔から若者宿なる一種の漁村青年道場を作つて若者訓練を嚴格に爲してゐたといふ事で頗る有名である。若者制度の研究は之を次の如く記してゐる。(註七)

此處には藩政時代から大船頭組と云ふ古い漁業組織があつて、それがこの浦の社會組織の一切の中樞を爲し、宿(筆者註若者宿)はこの大船頭組の重要な教育機關で、浦の若者は悉くこの宿に入り、嚴格なる訓練の幾月かを経て立派な漁業者に育てあげられるのである。その組織は左の通りである。

大船頭、副大船頭各一名。何れも任期二ヶ年で、毎年の總會で最初の年は大船頭、次の年は副大船頭と交互に選舉する事になつてゐる。選舉は始めは四組内(筆者註此浦は四組に分れてゐる)六十餘人の出漁船頭のみ制限選舉であつたが、昭和四年以來右以外の共同出資をなす乗組員を含めての普通選舉に改められた。

大船頭は任期中四組を包含する浦全體の最高絶對の權力を附與せられ、自宅を事務所に當て漁業組合理事長、區長を兼務し、漁獲物の共同販賣其他浦の年中行事の一切を指揮するが、浦では昔から共存共榮の念が強く、かやうに權力ある地位にあつても聊も專制といふ事が無い。

評議員十二名(略)、顧問若干名(略)

宿、前記の如く各組に一つ宛あり、小學校を卒業すると各自の屬する組の宿に入り、二十五歳迄訓練を受ける。二十五歳になれば艫乗と云つて船頭候補者の資格を得て、始めて家庭に歸つて結婚する事を許される。宿頭(普通は宿の親父と呼ぶ)、その組の老練な船頭の中から選ばれ若者達と同宿して航海、漁法、漁具の製法、其他漁業上の共同生活及び共同作業の方法について實地指導する。

(二)山口縣の孤島である見島にも大船頭がゐた。見島聞書は次の如く記してゐる。

浦方の大船頭は漁船全體の頭で、漁人の代表として問屋と魚の販賣についてかけ合つた。それは十年前見島に魚市場が出来るまでの仕組である。大船頭は魚の取引をする他に種々のモアヒゴトの取扱ひ、餌の事、難船を助けに行く事、又部落内の揉め事を心配したり浦全船の心配をした。大船頭の下に若者頭二名十七歳から二十五歳までのカコ衆を若連中と云つて、トリアゲ(共力で漁をしてその上り高を共同で使ふ)で費用を作つて、祭神の餘興、盆踊の心配をした。(註八)

神職總代大船頭若者頭等祭禮(筆者註、浦の住吉神社祭禮)に與る者が、祭禮二日間は社務所に宿つて別火を食ふ。(註九)

住吉神社祭典の會計は大船頭四人である。(略)是も三年一度の選舉で、從來は二人であつたが今年から四人に増した。神社の費用やその他漁人一般の會計をするのでなく、忙しい役である。(註一〇)

(三)出雲簸川郡宇龍の浦では漁船所有者を船頭と云ひその代表として大船頭が三名選ばれ之が浦の取締をなしてゐる(昭和九年筆者)。(同地にて聞く)

(四)以上の大船頭に當るものを漁船頭、漁師頭と稱した所も相當にある様である。静岡縣下田町の漁業組合の前身であつた藩政時代の漁船組合は三十艘を以て組織せられた漁業團體であつて、この代表者を漁船頭と稱した。(註一一)

(五)静岡縣戸田村は以前本漁師と稱し四十八人以外は一人の入會も許さず、總取締の勝呂彌三兵衛を分一方と稱し漁師頭を勝呂彌三郎と稱す云々とあり、(註一二)此處は勝呂一族が村の支配者で漁師頭をも勤めてゐたと思はれる。

(六)岩手縣氣仙郡吉濱村根白は朋友會が部落の自治權を持つてゐる(朋友會成立は明治三十六年)。老人達は朋友會長を契約頭と稱してゐる。朋友會で漁師頭を選任する。漁師頭は漁の一切を世話する。即ち磯口明け、口止め、日和見、ナメ切り(船曳卸し木切り)の指揮に當る。六十數軒の漁師達は漁師頭に從はぬと規約により除名される。この漁師頭は舊七月廿日の辨天様の例祭の指揮をも行ふ。(註一三)この外漁師惣代漁師頭が各地の漁村文獻に見えるが、之等は漁業訴訟に際しての漁人代表者であるばかりでなく、この

様な浦といふ自治體の指導者であつた者が少くなからうと推察せられる。

(七)この様な指導者を年行司と呼んでゐた所も少くない。例へば京都府竹野郡網野町淺茂川浦では漁業組合設立以前、海年行仕、湖水年行仕(淺茂湖ある故)の二人ありて、この者の命令により漁に従事した。(註一四)

(八)紀州西牟婁郡田並村では往昔より一種の慣行ありて漁民間に年々交替を以て漁師年行司を置きて村内漁業に關する總ての取締を爲さしめ、漁民一同は其年行司の一言一令に重きを置き之に違背する事なし。(註一五)

(九)紀州日高郡三尾村では、各種漁業に年行司役を若干名宛置き、年期一年同業者互選にて選り、沖合爭論其他漁業に關する事件を處理す。就中打瀬網(一名手繰)の如きは頗る冒險にして一朝異變ありと察する時は目標を掲げ歸船すべきを示し、又誤つて覆船或は網器使用中障害を生せし時は、直ちに近傍同業船に之を報知し救助し、又その救助船には當日の一等漁獲を與へ、他同業船はその日の漁獲を平均し之を分配するの慣行あり。(註一六)

(一〇)志摩崎島の和具村には現在區即ち部落が八ある。然して濱が外海の岸に四つ(英虞灣内を除く)ある。濱とは海濱區劃で船曳上場海草干場として適當な砂濱である。石ケの濱は石ケ部落の前に在り、里の濱は里東區西札區の前に在る。大濱、小濱は大山城山兩部落の前にある。然しこの濱は之等に直接面する部落人の使用する所とは限つてゐない。各區人入り交りに船を据え濱小舎を建てゝゐる。然して

この各濱に年行司あり、各濱使用の漁師はそれらの年行司の指揮を受けてゐる。今日では網の年行司釣の年行司など三人位の年行司が各濱に存してゐるといふが、釣網等の年行司が出来たのは廿年來の事で、それ以前には天草その他の口明けを主として指圖する年行司が一名に過ぎない。年行司は各濱の船持漁師の選ぶ所であり任期は一ケ年である。彼等は磯の口明け口止めを指揮する外に、毎朝その日の天氣を觀測して出漁を許可し或は禁止してゐる。また難破船救助漁夫の争ひを裁く等の役にも當る。

(一一)伊豆安良里浦には、本村從來安良里濱方と稱ふるものあり、大船部大網部小網部に分て濱方を統轄し、又代表する者を年當番といふ。年當番交代の式あり三月廿日浦祭の當日神酒を神前に供へ引繼を行ふ事あり。明治二十五年安良里濱方は安良里小漁業組合となる。(註一七)

(一二)石見那賀郡津摩浦規約書を見るに、第一條本浦は從來の格式を永久に維持し水夫の名稱を帶ぶる者を以て組織する獨立の浦方たる事、第二條水夫と稱する者は從來水夫の公稱を帶ひたる者に限る、但し之を類別して二種とす、一專業者、二特別員、第三條專業者は子孫之を繼續する事を許し、特別員は本人一代に止まる、第四條專業者代替り又は新たに加入せしむる者或は除名する者等は都て元締に於て網頭等の意見を徴し、元締より之を命する者とす、第五條元締一人、浦中總員の推薦する處に依る、網頭四人、元締の撰ぶ所に依り、議員五人、水夫を分つて五組とし、各組一人宛之を撰出す、その任期は四ケ年とす、第六條元締は浦中の取締を爲し網頭水主等を指揮監督進退するの權を有し、且つ漁業上に

關する利害得先を審按し、除害進利の道を講究し、之を實行するの針路を指示し、都て水産營業の旺盛を企圖するを以て任とす、第七條網頭は元締指揮を受け浦中の庶務を取扱ひ、且水夫を取締り及漁事に關する諸般の業務を監督し云々、第十六條水夫たる者は元締網頭の指揮を受ける時は何事も之に違背するを得ず。(註一八)

以上漁業部落に於ては其處で部落共同經營の網漁業が行はれずして、各漁家別に漁業が營まれた所であつても、その全漁業を指導指揮する漁業組織の存した事が判つた。茲で一應注意すべき事は、四季に應じて種々移り變る漁業を各漁家獨立に經營する漁村であつても、その部落乃至はその内の小地域内に於ける各漁家の漁業々態は同一であることを普通としたと云ふ事實である。即ち一漁浦乃至は漁家が結成するそれ以下の小地縁社會の各漁家は同一漁業を營みをり、宛かも各部落別に釣漁師網漁師等の漁職區別を先天的に具有してゐたかの觀すら、一般的に見られた事である。(註一九) 何故にかゝる漁村形態を劃し得たかの理由は未だ明白では無いが、かくの如き一般的とみられた我國漁村社會の現象は、藩政治下に於ける自然村落的社會統一であつた漁業部落内に在つて、制限せられた漁場内を同様漁業により驅使するに當り、その中に同業組合的漁師仲間を容易に醸成するに至らしめたものと考へられる。然してかゝる漁師組合は沿岸漁業の發達した徳川末期に於ては地曳網、鰹釣、鱈繩等の同職漁業主間に於て、一村を超越した十數浦の廣きに亙つても結ばれた例は珍しくは無い。例へば九十九里地帯(註二〇)や紀州潮岬の御崎神社

に開催された古風な宗教的儀式をも保存して岬會合といふ共同集會を持つた漁業主組合等(註二)はその著名なものであらう。然してかくの如き組合の指導者をも商人手工業者達に於けるそれや上記の部落指導者の如く年行司と云ひ、大船頭等とも稱してゐたのである。けれどもその名前は同じであつても、前例に列擧したが如き部落生産の指導者達は、かゝる同業者組合の成立以前からすでに部落なる労働組織中の一機關として何等かの形の下に存在し得たものと考へられる。それは恐らく年行司大船頭といふが如き單なる漁撈指導者たるよりも、一浦全民の生活を支配し保護し得た親方としての漁業指揮者＝漁業主たるものとして考へられやう。

即ち鰯網漁等に於ける漁業組織や大船頭組織中にみえる指導者も、一浦を全體的に支配した伊豆の村君の變形に過ぎぬ様に思はれる。然してその前者は部落共有協撈の網漁業を主要漁業とする漁村内に於けるその漁業の經營漁撈の二面を分擔指導する者である事、宛かも個人經營の大網漁業に於ける村君沖村君の分化に見られる如くであり、後者の大船頭年行司は漁家別經營部落内に於ける同職漁業者の漁撈を指揮する指導者として見る事が出來ると思ふ。

然してかゝる漁業指導者達は單に漁業の指揮指導を爲すに止まらず、若者組、祭禮等の古い村落制度に基くであらう慣習と密接なる關係を保つ例が存するに於ては、この關係に示される所の指導者の持ついま一つの面も亦古い村君の性質を止めをるものでは無いかと考へられる。

- (註一) 農林省水産局編 舊藩時代の漁業制度調査資料 六八〇頁
- (註二) 澁澤漁業史研究所藏、明治十九年高知縣調査 土佐國漁業取調書、柏島の條
- (註三) 舊藩時代の漁業制度調査資料 一四三頁
- (註) 同上書 一四四頁
- (註五) 三重縣編 三重縣漁村調査 度合郡外海之部
- (註六) 三重縣度合郡阿曾小學校藏 郷土調査書中ニ
安永二年巳四月大指出帳の寫あり、之に
相賀浦高三拾七石五斗二升 家數七十五軒 人數三百十二人
船數二十六艘 網數百九拾三帖
相賀竈高三石一斗五升外ニ新田畑 四拾一石二斗四升九合
家數三十軒人數百二十一人 船數三艘(作船)網無し
浦竈共ニ各々庄屋肝煎あつた事が判る
- (註七) 大日本聯合青年團著 若者制度の研究 一六八頁
- (註八) 瀨川清子著 見島聞書 六二頁
- (註九) 同上書 一五九頁
- (註一〇) 同上書 一六〇頁
- (註一一) 舊藩時代の漁業制度調査資料 六八頁
- (註一二) 同上書 六五頁
- (註一三) 柳田國男編 海村調査報告第一回 八頁
- (註一四) 舊藩時代の漁業制度調査資料 六八八頁

村君の殘存について(櫻田)

(註一五) 同上書 一六八頁

(註一六) 同上書 一三六頁

(註一七) 靜岡縣水産試験場著 漁村調査報告豆州之部 二〇六頁

(註一八) 第二回水産博覽會審査報告書 四卷一二六頁

(註一九) 水産界六八七號 拙筆釣職、網職の部落

(註二〇) 山口和雄著 九十九里舊地曳網漁業 三七頁

(註二一) 舊藩時代の漁業制度調査資料 一六六頁、一九八頁

四、若者組と漁業指導者

我國の村落の殆どに近年まで存在した、青年團の前身たる若者仲間、一には婚姻團體としての若者宿、もう一つには年齢階級の一階層としての若連中(祭事團)として、また更らに原始民族の社會内に於ける之と類似の結社との比較に於て注目され資料も蒐集されて來たのであるが、漁村に於ては特に勞働團としての性質を多分に示してゐた點にその特徴が認められる。

紀州海草郡雜賀崎では、激浪の際には濱地繫留の船舶安全ならざるを以て此場合には村内若中と稱する壯年者悉くが海中に入り船舶を陸揚げする慣例あり、壯年者には之が報酬として毎年一回村内に於て芝居を興行し、之を見物せしめ優待す、壯年者は此優待を無上の名譽として船舶陸揚(註二)には競て海中に飛入りといふ風であつた。この様な慣例や難破船救助、急病者の醫者迎へに船を走らすといふ様な仕事を

若者連の義務とした所は、例を茲にあげるに堪えぬ程各地に存してゐた。また静岡縣靜浦村江浦の安政六年の若者御條目には

一難風之節船持ニ不限一同罷出難船ニ不相成内成丈相救可申事

一網船へ乗碇取扱袋之拔差可致、縦令寒中たりとも素裸ニ而相働可申、且又船中ニおゐてひる寢抔致申間敷候事

一沖入之節上綱へ廻り、引綱之節はや綱へ廻り、無蔭日向相働、見苦敷體無之様可致候事

一釣船出帆之節順風無之候は、櫓致可申、釣場所ニ至而魚不見之節ハ風ニ向而骨限働可申事^(註二)

と嚴格な規約を設けてゐる。この若者御條目などは上記した山口縣玉江浦の大船頭に統率せられた若者宿に於けるが如き漁民養成青年修業の目的に在つたものとも考へられるが、然し若者はすでに最も骨身を惜まぬ最も勞働力旺盛な一人前の漁夫であつた事明白であつて、條目に見える寒中たり共素裸にて相働云々とある様な漁撈作業に附隨するその前後の作業等は、彼等の仕事となつてゐたのを通例とする。然してその故に出雲野波浦の鱸地曳綱に於けるノリイカリと稱せられた若者組への謝禮の如く、漁組から一人前の漁夫に對する割當て以外に謝禮もしくは一定の割合の分配骨折代として若連中へ與へた例が、伊豆地方にのみであるが少し宛見出される^(註三)のであると思ふ。

また若者組は浦の祭禮に使用する魚類又は祭禮費用を捻出する爲めに漁撈する慣習も珍らしくは無い

様である。例へば土佐沿岸各地のツリアゲと呼ばれる漁業は、祭禮時に際しての若者組漁であつて、若者達は部落内の漁船を誰の所有であらうが勝手に使用して漁獵に従事したと言ふ事である。(註四)この様な慣習は静岡縣賀茂村南崎村や山口縣見島にも存在した。見島に於ては前記の如く、大船頭の下に若者頭二名あり、十七歳より二十五歳までのカコ衆を若連中と言ひ共同で飛魚漁を爲し、それで祭禮の餘興や盆踊費用を作つた。この漁を此處でも土佐の如くツリアゲ、ツリアゲと稱してゐるのは注目される。かくの如き祭の魚を捕る作業は漁村の氏子全體の營みであつて良いわけで勿論その様な例も存するが、漁撈祭事の力役に當るべき若連中が之を代表し行つた事は少しも怪しむに足らぬ。長門湯玉浦の十五歳以上三十歳以下の男子を以て組織せられた壯年會の目的を律した會則の中に、毎年七月十三日より同十七日迄五日間(筆者註)(盆休み)湯玉浦の共有鯛地漕網を拜借し、會員一同地漕を舉行し該抜金を以て本村の窮厄介を救助し公共有益の費用に充つるものとしたとある例や、(註六)同縣彦島村海士郷で祭典日及休暇日を利用し引揚げと稱して共同漁を爲し、漁者救濟施設費や共同貯蓄に當てたといふ慣習も(註七)ツリアゲの僅かに展開した例であると推察され、尙この慣行が古くは廣く行はれたであらうと想像せしめられるのである。

然るに一方部落漁業の指導者達で浦祭をも指揮したものに前記した岩手氣仙郡吉濱村の漁師頭あり、また見島の大船頭の如きは若者組を統率して深し祭禮に關與し、神職總代若者頭と共に身を淨める爲めに社務所に二日間の別火さへ食した。恐らく萩市玉江浦の大船頭も區長漁業組合理事長を兼ねる浦中の

年中行事一切の指揮者であつたと言ふから、有力な神役を勤めたであらう。古くは近江兵主神社の世襲的^(註八)神主が漁師頭を勤めたといふ例もあるが、之は實際に漁業を指揮したかどうかは不明である。然しこの様な例は未だ神社が藏する史料中には存するかも知れない。とにかくその今日に残る民俗的資料は甚だ乏しいが、部落漁業の指揮者が個人經營の漁業に於て通例その漁業主が漁祭を營む如く之を司つた事は、宛かも山仕事の先達であつたヤマサキが山神の祭を主宰したであらう如く^(註九)であつたらうと思はれる。然して之を然りとすれば、この生産祭祀を司る部落指導者が、兩者の力役團たる若者組を玉江浦見島に於けるが如く統率すべきが當然でなければならなかつた。千葉縣千倉町忽戸部落の漁船を指揮する沖合(沖村君役)の指導の下に、納舍暮しと稱せられる嚴格な若者訓練の慣習が存した^(註一〇)のは、その一方のみが残り強化されて、宗教的要素の脱落した一例であらう。

(註一) 舊藩時代の漁業制度調査資料 一〇三頁

(註二) 若者制度の研究 四八二頁

(註三) 海村生活調査 第一回二三頁に記されてゐる静岡縣賀茂郡南崎村大瀬部落の例

藤水喜久麿著 新島探訪録 九頁の若衆酒手、静岡縣田方郡多比村の源師野村浦男氏談の五分金は鯉巾着網が若者組に分配する代の名稱である。

(註四) 拙著 土佐漁村民俗雜記

(註五) 海村生活調査第一回二三頁に祭の魚捕りと言ひ共同で祭費を稼ぐ事は若衆第一の仕事であつたと記してゐる。

村君の殘存について(櫻田)

(註六) 楠美一陽著 豊浦郡水浦史料 一〇九七頁

(註七) 同上書 八七六頁

(註八) 祝宮靜著 近江國野洲川築漁業史資料

(註九) 山林 昭和十年一月號中 柳田國男著 山村語彙

(註一〇) 海村生活調査第一回 一七頁

五、結 び

村君の追求は遂に親方の一方的性質を持つに過ぎぬと思はれる漁業部落の生産指導者から、それと若者組との關係にまで深入りしたが、この關係を考へる資料は未だ不充分極るものであつたばかりでなく、通例の漁業主と若者組若者宿との漁業祭事に現はれる如上の如き關係を見て置く事をも未だ忘れてゐた。尤も僅かの文獻と今日に残る頗る零細な斷片的な村君に關する民俗資料からその性質を抜き出して、村君の名稱を離れて唯民俗事象の中に之を摸索追求した事はすでに危い試みであつたが、之により村君が村の自治制度労働組織年齢階級制度入會慣行頭屋宮座制度等の村落社會全般に互るものとの關聯の中に求められねばならぬ事が多少とも示されたとすると、徳川以前の文書中に相當まとまつた村落社會史料が発見されぬ限り、文獻上ではこの問題の發展は容易に望み得らぬであらう。然るに一方に上記した今日に残る民俗資料の如きは、漁業部落といふ有機體中の一機關たる村君を計畫的に調査し求め得

たものでは未だ決してなかつた。若し之を一定の計畫の下に廣く調査しみるならば、尙かくの如き村君を考へざるを得ぬ資料が、今日の各地に於ける部落自體の中に數多く求め得られる筈であり、恐らくそれは漁村社會史の重要な課題たり得べきものと思はれるのである。仍つてこの一文を敢て爲したが、村君の名稱が何故に地曳網縮網鯛網等を主要漁業とする部落にのみ尙存し得たかの問題の如きは、改めてその上で考へ得られるであらうと思ふ。